

議案第 5 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 34 号)による地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の一部改正に伴い、職員の旅費に関する条例(昭和 45 年君津市条例第 23 号)、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年君津市条例第 14 号)、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 14 年君津市条例第 3 号)及び君津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年君津市条例第 40 号)の一部を改正しようとするものである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の旅費に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 3 号）の一部を次のように
改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年君津市条例第 1 4 号）の一部を
次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 3 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年君津市条例第 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(君津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 4 条 君津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年君津市条例第
4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 1 1 号とし、第 7 号を第 1 0 号とし、同条第 6 号中「及び勤務成
績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第 3 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第 1 条による改正 職員の旅費に関する条例 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）<u>第 2 4 条第 5 項</u>の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対して支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。 第 2 条による改正 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）<u>第 2 4 条第 5 項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。 第 3 条による改正 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (職員の派遣) 第 2 条 省略 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～(2) 省略 (3) 地方公務員法第 2 2 条第 1 項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4) ～(5) 省略 3 省略	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）<u>第 2 4 条第 6 項</u>の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対して支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）<u>第 2 4 条第 6 項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (職員の派遣) 第 2 条 省略 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～(2) 省略 (3) 地方公務員法第 2 2 条第 1 項に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4) ～(5) 省略 3 省略

第4条による改正 君津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1) 省略

(2) 職員の人事評価の状況

(3) 省略

(4) 省略

(5) 職員の休業に関する状況

(6) 省略

(7) 省略

(8) 職員の退職管理の状況

(9) 職員の研修_____の状況

(10) 省略

(11) 省略

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(7) 省略

(8) 省略